

高知県高知市域地区タクシー運賃の改定について

1. 申請状況 略

2. 改定（新自動認可運賃）の概要

（1）増収率 略

（2）新旧自動認可運賃（上限運賃額） 略

（3）今回の査定の考え方

今回の運賃改定申請については、運転者の労働条件の改善が主要な理由のひとつとしてあげられていることを踏まえ、タクシーサービスの質を維持するためには運転者の労働条件について一定の水準を確保することが必要であることを勘案し、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合(歩合率)を維持した上で健全な経営が成立する水準の運賃を設定するという考え方に基づき査定を行ったところである。

このため、今回の運賃改定の実施により、運転者の労働条件の改善が適切に図られるよう、高知市ハイヤー協同組合に対して以下の各事項について指導を行うこととしている。

運賃改定実施後において、上記の考え方に則って、歩合率を維持させること等により、各事業者において、適切に運転者の労働条件の改善措置を講ずること。

運賃改定の認可後、運転者の労働条件改善についての考え方を利用者に対して積極的に表明すること。

運賃改定実施後の然るべき時期において、運転者の労働条件の改善状況について自主的にその実績を公表すること。その際、賃金水準のみならず、実質的な労働者負担の軽減や手当て類の創設等これに関連して講じた措置についても併せて公表すること。

（4）利用者への周知について

初乗距離を短縮した形での運賃改定の実施のため、運賃改定事業者に対し、リーフレット類の配布、タクシー乗場において立て看板の掲示等により利用者への周知を図ると共に、タクシー車両に対し、従来の初乗運賃額に加え、初乗距離を記載したステッカー(別添 4)を車両の前面ガラス、後面ガラス及び左側ドアの適正な位置に表示させることによりトラブル防止を図ることを指導することとしている。

3. 今後の予定

（1）認可予定日 平成20年12月1日

（2）実施予定日 1平成20年2月8日

4. その他 略